
青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等 の一部を改正する条例の改正内容

(1) 安全計画の策定等の義務化

[改正の背景]

- ・令和 3 年 7 月に福岡県において保育所の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるなど、保育所等における重大事故が繰り返し発生している。(特に、睡眠、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすい。)
- ・これまで、幼稚園や認定こども園は、学校保健安全法により安全計画の策定が義務付けられている一方、保育所を含む児童福祉施設等については、明確な規定がなかった。

※安全計画に盛り込む主な内容

- ①保育所等の設備の安全点検の実施に関すること
- ②保育士等の職員や児童に対し、保育施設内での保育時はもちろん、散歩等の園外活動時や、保育所等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時など施設外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関すること
- ③安全確保に係る取組等を確実に行うための職員への研修や訓練に関すること

(2) インクルーシブ保育（障害のある児童・ない児童の一体的な保育）

[改正の背景]

- ・児童福祉施設や家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設を併設している場合であっても、入所している者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員については、併設する施設の設備・職員を兼ねることができない。
(例) 保育所等に児童発達支援事業所が併設されている場合において、保育所等を利用する児童と児童発達支援事業所を利用する障害児をともに、当該保育所等の保育室において保育することは認められない。
- ・同様に、児童発達支援事業所等において児童の発達支援に従事する職員について、専従規定が設けられている。

(3) 業務継続計画の策定等の努力義務化

[改正の背景]

- ・障害児通所支援事業所等に関しては、感染症や非常災害の発生時に関する業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること等を義務づける規定が存在する。
- ・児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。）、小規模住居型児童養育事業所、児童自立生活援助事業所及び放課後児童健全育成事業所、幼保連携型認定こども園に関しては、当該規定が存在していない。

(4) 衛生管理研修等の努力義務化

[改正の背景]

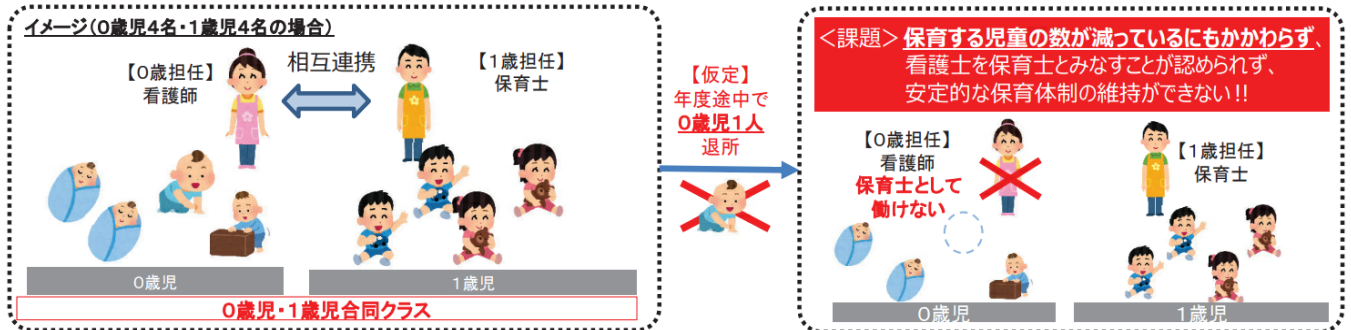
- ・障害児通所支援事業所等に関しては、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること等を義務づける規定が存在する。
- ・児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。）に関しては、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のため「必要な措置を講ずる」努力義務が課されているものの、講ずるべき措置の内容は具体的に規定されていない。
- ・家庭的保育事業所等、児童自立生活援助事業所及び放課後児童健全育成事業所についても、当該内容は具体的に規定されていない。

(5) みなし看護師等の配置要件の撤廃（保育所のみ）

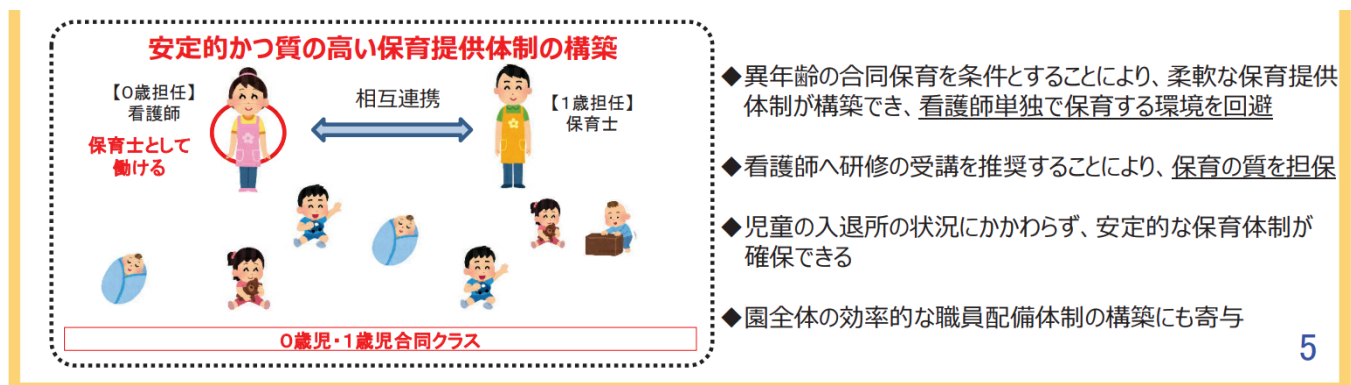
[改正の背景]

- ・保育所における保健師、看護師又は准看護師に配置については、看護師等を 1 人に限り保育士とみなすことができることとされている。ただし、乳児の保育が看護師等のみで行われることがないよう、乳児 3 人につき保育士 1 名が求められることを踏まえ、必ず乳児の保育のために保育士が 2 名以上配置されるよう、乳児 4 人以上を入所させる保育所に限定している。
- ・今般、保育所において、少子化の進行等により入所する乳児の数が 4 名付近となるケースが増えており、看護師等の処遇が乳児 1 人の入退所に左右され安定していない。

【現行制度下での合同保育における課題】



一定の条件のもと、看護師の保育士のみなし要件を緩和（乳児の在籍人数の要件撤廃）



(6) 懲戒に係る関連条項の削除

[改正の背景]

- これまで、改正前の民法第 8 2 2 条の懲戒権の規定については、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘があった。

【現 状】親権を行う者は、監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

↓

【見直し後】親権を行うものは、監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、子の年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

(7) 児童の所在確認の義務化 (8) 送迎用バスの安全装置装備の義務化

[改正の背景]

- 令和 4 年 9 月に静岡県牧之原市の幼保連携型認定こども園において、送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事件が起きる。
- こども政策担当大臣を議長とする関係府省会議が開催され、幼児等の所在確認と安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が 10 月に取りまとめられる。

(改正省令により、以下 2 点を義務付け)

- 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること。
- 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の園児等の所在確認をすること。

